

# マナーから ルールへ!



## 西城支所地域振興室

専門員 横山美栄子 (写真右)

主任 大前 弥生 (写真左)

「健康増進法」が改正され、  
受動喫煙の防止が強化されます

平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、受動喫煙の防止が強化されることになりました。

受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。受動喫煙は、がんや呼吸器の病気などを引き起こす原因となるため問題になっています。法改正により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざす。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮する。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにする。



この法律が、令和元年7月1日から一部施行され、学校・病院・児童福祉施設・行政機関では敷地内禁煙となりました。(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合、喫煙場所を設置することは可能)

また、令和2年4月1日から全面施行され、多数の人が使用する施設(2人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設)は原則屋内禁煙となります。ただし、喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要です。

さらに、屋外や家庭など喫煙が禁じられていない場所でも、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、周りの人に煙を吸わせないように配慮することになりました。

喫煙できる場所とできない場所を知り、望まない受動喫煙をなくしましょう。